

令和8年度(2026年度)不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の不登校児童生徒数は12年連続で増加となっており、本県国公立小中学校の不登校児童生徒数も5,781人で高止まりの状況となっている。それに伴い、教育支援センター及びフリースクール等民間施設を利用する児童生徒の更なる増加が予想される。

県教育委員会は、不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図るため、教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通所している義務教育段階の児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(補助の対象期間)

第2条 補助の対象期間は、令和8年(2026年)6月1日から令和9年(2027年)1月29日までとする。

(補助金の交付申請)

第3条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別紙様式1によるものとし、申請書には施設利用確認書(別紙様式2)、通所証明書(別紙様式3)、出席扱い証明書(別紙様式4)、要保護及び準要保護であることの証明書(市町村の認定通知の写し)を添付するものとする。

ただし、通所証明書(別紙様式3)、出席扱い証明書(別紙様式4)、要保護及び準要保護であることの証明書(市町村の認定通知の写し)は、初回申請時のみの提出で可とする。

2 申請は、実績により行うことができる。

(補助事業の変更申請)

第4条 要項第8条第2項の事業変更計画書は、別紙様式1を準用するものとする。

(状況報告)

第5条 要項第12条の規定による状況報告は、熊本県教育長が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

(実績報告)

第6条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別紙様式1を準用するものとし、実績報告には施設利用確認書(別紙様式2)、通所証明書(別紙様式3)、出席扱い証明書(別紙様式4)、要保護及び準要保護であることの証明書(市町村の認定通知の写し)を添付するものとする。

ただし、通所証明書(別紙様式3)、出席扱い証明書(別紙様式4)、要保護及び準要保護であることの証明書(市町村の認定通知の写し)は、初回申請時のみの提出で可とする。

- 2 前項の実績報告の提出期限は、前期分と後期分と分け、実施要領に定める期日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 要項第3条第2項の規定により、実績に基づき申請を行う場合は、交付申請書の提出をもって報告されたものとみなす。この場合、交付決定及び交付確定の通知は、要項第7条第1項及び第14条の規定にかかわらず、交付決定・確定通知書（別紙様式5）により行うものとする。
- 4 不交付決定の場合は、不交付決定通知書（別紙様式6）により行うものとする。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和8年（2026年）6月1日から適用する。